

檜葉町第2期障がい者計画・第4期障がい福祉計画
(案)



平成27年3月

檜葉町

**** 目次 ****

I. 計画の策定にあたって	
1. 計画の必要性と目的	1
2. 計画の位置づけと性格	1
3. 計画期間	2
II. 障がい者計画・障がい福祉計画	
1. 現状の姿と課題	3
2. 基本理念	4
3. 目指す姿と対策	4
4. 目標	6
5. 重点施策	6
6. 成果目標	9
7. 推進体制	14
III. 資料	
1. 障がい者受給・利用状況	16
2. 障がい福祉サービス実施の状況	19
3. 委員会設置要綱及び委員名簿	23



本計画における「障がい」の表記について

この計画において、障害の「害」という漢字表記について、法令上やむを得ないもの等以外、「障がい」「障がい者」「障がい児」という表記を用いています。

I. 計画の策定にあたって

1. 計画の必要性と目的

本町においては、平成11年3月に「町民一人ひとりが安心して生き生き暮らせる町」を基本理念とし、3つのライフステージ別に目標を定めた「榊葉町障がい者福祉計画」を策定しました。平成16年9月には「第2次障がい者福祉計画」を策定しました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた本町は、障がい者等の実態把握のための十分な体制の整備等が困難であるため、第2期障がい者計画で計上した数値を変更せず、第3期障がい福祉計画はそのままの数値を引き継ぎました。

震災から4年が経ち、本町においても、平成27年度からは全てのサービス利用に関してサービス等利用計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第20項に規定するサービス等利用計画をいう。）の作成が可能な体制を整備することを前提として、帰町後の町の実情に応じて障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る平成29年度末の目標を設定するとともに、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにします。

2. 計画の位置づけと性格

【「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」の関係】

○「障がい者計画」は、保健・福祉・医療・教育・就労・住宅・まちづくり・防災など多岐にわたる障がい者政策に関する基本的な考え方や方向性を定める中長期計画です。

○「障害者基本計画」に基づいて、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

○「障がい福祉計画」は、障がい者計画に関わる事項中、障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示すものです。

○「障害者総合支援法」に位置付けられる「障がい福祉計画」は、3年毎に作成します。

Ⅱ. 障がい者計画・障がい福祉計画

1. 現状の姿と課題

障がい者に関する施策やサービスの提供に関する課題は以下の点があげられました。

(1) 帰町に向けての実施体制整備の必要性

現在は、いわき市をはじめとした周辺の地域に避難していますが、帰町するにあたって、震災前に実施していたサービスや事業をどれだけ提供していくかが課題です。

震災前のように、地域活動支援センターを核としたサービスの提供や、地域コミュニティ*1を活かした「さつぱさ」で緊急時に頼める場づくりなどにより、限られた資源を有効に活用したサービス提供に仕組みをつくっていくことが求められます。震災後にサービスや施設を利用しなくなった人々に対しても、帰町後に利用を促す仕組みづくりが必要とされています。

また、現在ある福祉制度を有効に活用することについては、新しい制度についての情報提供を進めることが課題となっています。

(2) サービス提供体制充実の必要性

サービスを担う人材が十分でないという点が課題です。楡葉町の広さに対して、サービスを提供できる事業者が少ないために、利用したい時に十分に利用できないという状況にあります。また、サービス提供の内容においても、居宅介護と重度訪問介護、サービスを提供する事業所からの送迎などへのニーズもあります。

また、相談支援専門員などの専門職が少ないため、帰町する際の相談などの体制が十分ではない状況にあります。

(3) 就労の場づくりの必要性

障がい児が学校を卒業した後、自立した生活を送るようになるためには、就労の場が不足していることが課題となっています。また、近隣の市町村に向かう場合には、通勤（送迎）等に時間がかかること、実質的な終業時間が短くなることから自立を進める上での妨げとなることが懸念されています。

(4) 障がい者を支える人々による場づくりの必要性

障がい者に対する支援は親をはじめとした家族の協力によって成り立っているところが多い状況にあります。暮らしを支えている家族間での問題共有や、事業者・行政など関係する機関とのコミュニケーション*2の場づくりが必要とされています。

(5) 障がい者に対する理解の必要性

障がい者に対する偏見や無理解といった心の障がい解消されない状況にあります。避難生活においては、近隣の付き合いが減っているために、障がい者を知るきっかけが減少しており、心理的なバリア*3が生じてしまうことが懸念されます。

2. 基本理念

さきに述べた現状の姿と課題を踏まえて、以下のような基本理念を掲げていきます。

みんなが（障がいのある人もない人も）生きがいを持ち
安心して暮らせるまち“ならば”

従来から町の指針として「ノーマライゼーション*4」があります。これをより具体化し、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができ、さらに障がい者本人が自らの能力を最大限に発揮して、自己実現でき、社会参加を現実的なものとするを基本理念とします。

3. 目指す姿と対策

（1）帰町に向けての実施体制の整備

①拠点の整備

障がい者の生活等を支援していくためには、各種相談や障がい者自身が活動できるような拠点が求められます。震災前に実施していたように地域活動支援センターを核とした、拠点の整備を検討します。復興計画に位置づけられている「コンパクトタウン*5」に隣接する、対象児童が減少することが想定される「あおぞらこども園」内に拠点を設けることを検討していきます。このような拠点を核として、各種の相談やサービス利用に関する情報提供、対象者への周知活動等を進めていきます。

将来的には、高齢者、子どもをはじめとした地域のさまざまな人々と交流しながら、いきいきと暮らすことのできる拠点として、他施設の利用状況なども考慮し「地域共生拠点*6」としての整備も検討していきます。

②様々な形での情報提供・交流

障がい者や支援する家族等に対して、制度やサービスの内容などを様々な形で情報提供していくようにします。インターネットの活用により双方向の情報交流ができるような体制を目指します。

（2）サービス提供体制充実

①提供体制の充実

震災前から現在においてサービスをしている事業者と協議し、町内の障がい者のサービスに対するニーズをもとに、帰町した際のサービス提供体制についての充実を図ります。

②地域ボランティアや各種機関との連携

地域において支援できるサービスについては、ボランティア等の活用によりサービス提供の充実を図ります。

また、保健福祉等の関連する機関との連携により、障がい者に対して提供が可能であるサービスについて検討し、提供体制の充実を図ります。

(3) 就労の場づくり

① 就労支援事業所への支援

震災前、就労継続支援事業所は「ふたばの里」と「りんべるハウス」の2ヶ所あり、いわき市で作業をしているものの、業務量が落ち込んでおり、障がい者が十分な収入を得られない状況にあります。そのため、帰町に際しては、地域の特性を活かした事業の実施を関係者間で検討し、支援を行います。

② 町内施設・事業所等における就労場所の確保

帰町にあたって、障がい者が働くことのできる場づくりを行います。まずは、町役場をはじめとした公共施設に関する業務での就業可能性を検討して、実現を図ります。また、町内で作業する事業所等への依頼も検討します。

(4) 障がい者を支える人々による場づくり

① 障がい者を支える人々の居場所づくり

障がい者の暮らしを支えている家族間での問題共有や、事業者・行政など関係する機関とのコミュニケーション*2の場づくりを行います。地域活動支援センターなどに活動できるスペースの提供などの場所づくりや、関係者が集まる会合の実施についても検討します。

② 親の会への支援

障がい者の家族間での問題共有や解決を進めるための親の会への支援を検討します。

(5) 障がい者に対する理解

① 子どもに対する普及啓発活動の実施

幼少期より障がい者に対する理解を進めるために、学校における講座・体験学習等の実施や交流イベントの開催などによる普及啓発活動を行います。イベント等の実施に関しては、学校のほかに、あおぞらこども園などでの実施も検討します。

② 地域における普及啓発活動の実施

帰町に際しては、震災前のような気軽に声かけや挨拶ができる地域づくりを目指し、行政と家族が協議してイベントを実施すること、地域の行事に参加することなどにより、地域とのふれあいを増やしていくことを検討します。

4. 目標

目指す姿を実現するための目標として、以下の内容を掲げていきます。

心のバリアフリー*8を広める

- ・気軽に声をかけ、挨拶し合えるまち
- ・一人一人が主人公になれるまち
- ・ここで暮らしていいんだと思えるまち
- ・地域の中で安心して歩けるまち
- ・地域の人と馴染んで生活できるまち
- ・親も子ども普通に暮らせるまち
- ・親を離れて地域で自立出来るまち

5. 重点施策

(1) 安心に住める場所の確保及び推進

①グループホームの再開

帰町に際しては、障がいをもつ人が、安心して暮らしていくことのできる場をつくります。震災前と同様に町内にグループホームを再開させるために、各種支援を行います。

○グループホーム再開への支援

②家族と暮らせる住環境への支援

障がい者のいる世帯に対して、住宅に関する整備に対する助成を行います。

○生活福祉資金等の貸与

○バリアフリー*8改造に対する助成

③町営住宅における支援

町営住宅において、障がい者が入居して安心して暮らすことのできるような施設・設備等の整備を行います。

○町営住宅におけるバリアフリー*8整備

○障がい者向け募集制度の実施



(2) 就労の場づくり

① 就労継続支援事業所の再開

帰町に際して、地域の特性を活かした事業の実施を関係者間で検討し、震災前と同様に町内に就労継続支援事業所ができるように支援を行います。

○就労継続支援事業所への助成

② 一般就労の実現

一般就労を実現させるためには、帰町に際して、新たにスタートする町役場をはじめとした公共施設に関する業務について、障がいを持つ人が就業できるような業務を見いだします。

また、町内の就労継続支援事業を利用していただき、一般就労が実現するように、相談や各種支援等を行います。

○町の施設等での雇用検討

(3) 余暇活動の充実

① 地域活動支援センターへの助成

東日本大震災及び福島第二原子力発電所による大事故により楡葉町全町民が避難を余儀なくされています。平成16年(2004年)4月、双葉郡7町村による補助で、地域活動支援センター「結いの里」が楡葉町に開所しました。震災前通っていた障がい者がやりがいを持って通っている姿をその家族等からも再開を要望する声が聞かれました。障がい者の生きがいとなる居場所確保は大事な課題であります。帰町後、希望の杜福祉会と協議しながら、地域活動支援センター「結いの里」が再開できるよう努めます。

② 移動支援事業の利用拡大

移動が困難な障がい者等が充実した日常生活を営むことができるよう、ヘルパーを派遣し、社会参加等に必要外出時の支援を行います。また、ヘルパーと1対1だけでなく、複数人が同時に利用できるよう支援体制の構築を図ります。

(4) “さってばさ” サービス体制の構築

① サービス体制の構築

“さってばさ” “サービスとは、障がい者や障がい者を介助する家族等の冠婚葬祭や急な病気の緊急に対応できるサービスです。障害者総合支援法でのサービスには、緊急時に対応できるサービスは想定されていないのが現状です。“さってばさ” サービスの提供体制の検討・構築を促進し、障がい者や障がい者を介助する家族等の支援体制の構築を図ります。

② 他事業によるサービスの充実

○ “さってばさ” サービス以外に対応できるサービス

(a) 日中一時支援事業

一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保し、家族等の一時的な休息を図ります。

(b) レスパイトサービス

介護を要する高齢者や障がい者を一時的に預かって、家族の負担を軽くする援助サービスを行います。

(c) 地域支え合い体制づくり助成事業「のんびりハウス」

双葉郡等の障がい児を対象に、週末、長期休業中の日中活動の提供や、障がい児を持つ家庭の子育て支援等を行います。

(5) ボランティア活動の推進

① ボランティア活動の促進

第2期障がい福祉計画でも主要政策として取り組んできました。障がい者等の社会参加を促進し、ノーマライゼーション*4の理念の定着を図るために、町民や町外の住民にボランティア活動への参加を促し、障がい者等とボランティアの相互理解を図るため啓発活動を行います。

② ボランティア体験学習の推進

あおぞらこども園や楢葉町の小中学校の福祉教育にボランティア体験等の学習を行います。

③ ボランティアの担い手の継続定着

ボランティア券やボランティア表彰等を実施して、普及し定着できるよう図ります。

6. 成果目標

(1) 障がい児支援

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導等、集団生活への適用訓練等を行います。

② 放課後等デイサービス

授業終了後、学校が休みの日に、施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練を行います。

③ 保育所等訪問支援

保育所を訪問し、障がい児に対して集団生活への適応のために専門的な支援を行います。

④ 障がい児相談支援

障がい児通所支援サービスを利用する人全員が対象になります。

サービス種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	69人日分	92人日分	115人日分
	3日分	4人分	5人分
放課後等デイサービス	184人日分	207人日分	230人日分
	8人分	9人分	5人分
保育所等訪問支援	0人日分	0人日分	0人日分
	0人分	0人分	0人分
医療型児童発達支援	0人日分	0人日分	0人日分
	0人分	0人分	0人分
障害児相談支援	7人分	13人分	15人分
障害児入所施設（福祉型）	0人分	0人分	0人分
障害児入所施設（医療型）	0人分	0人分	0人分

○見込み量の考え方

障がい児支援の見込み量については、現在の利用実績をもとに、アンケート調査によるニーズ把握及び障がい児とその家族の利用に関する意向を勘案した上で、本町における児童の数の推移も含めた地域の実情を踏まえて設定しました。

○見込み量を確保するための方策

障がい児支援の提供体制の確保に関する考え方は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第2条第6項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、障がい福祉サービス、障がい児支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、子ども・子育て支援事業計画とも連携し、障がい児とその家族に対して、乳幼児から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で利用できるよう、体制の構築を図ります。

(2) 地域生活への移行

数値目標の設定については、平成25年度末の施設入所者と比較した平成29年度末時点での地域生活移行者の割合を12%以上とし、本町の実情に応じて数値目標を設定しました。

①施設入所者数の削減

数値目標の設定については、国の基本方針である平成25年度末時点の施設入所者から3倍の約12%以上削減する形で設定しています。本町の施設入所者数は、平成29年度末までに、1割以上削減見込とし、本町の実情に応じて数値目標を設定しました。

項目	数値	考え方
平成26年3月31日時点の施設入所者数	8人	平成25年度末の全施設入所者数
平成29年度入所者数	7人	平成29年度末の施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	1人 12.5%	施設入所からGH等へ地域移行する者の数 (割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
【目標値】削減見込	1人 12.5%	平成29年度末段階での削減見込数 (割合については、削減見込数を全入所者で除した値)

②入院中の精神障がい者の地域生活への移行

精神科病院に入院している精神障がい者が、退院可能な人数を減少数とし、目標値を設定しました。

項目	数値	考え方
退院可能な精神障がい者数	14人	平成24年6月末時点の長期在院者数を、平成24年10月1日現在の市町村人口割合により推計した人数
【目標値】目標年度の長期滞在者数	3人 21.4%	平成29年度末段階での削減見込数 (割合については、平成24年6月末から平成29年度末の長期滞在者数を、平成24年6月末の長期滞在者数で除した値)

③一般就労への移行者数

一般就労への移行者数については、本町の実情を踏まえて設定しました。

項目	数値	考え方
平成24年度の年間一般就労移行者数	0人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	1人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

④就労移行支援事業の利用者数

実績を踏まえて福祉施設利用者のうち、平成29年度末の就労移行支援事業の利用者を3人と設定しました。

項目	数値	考え方
平成24年度末の就労移行支援事業利用者数	2人	平成25年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業利用者数	3人 +50%	平成29年度末において、就労移行支援事業を利用する者の数 (割合については、平成25年度末から平成29年度末の利用者増加数を、平成25年度末の利用者数で除した値)

(3) サービス見込み量

サービス種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(訪問系サービス)	1, 450時間分	1, 560時間分	1, 680時間分
居宅介護、重度訪問介護 同行援護、行動援護 重度障害者等包括支援	12人分	13人分	14人分
(日中活動系サービス)			
生活介護	4, 077人日分	4, 077人日分	4, 331人日分
	16人分	16人分	17人分
自立訓練(機能訓練)	0人日分	0人日分	240人日分
	0人分	0人分	1人分
自立訓練(生活訓練)	300人日分	320人日分	620人日分
	1人分	1人分	2人分
就労移行支援	495人日分	498人日分	745人日分
	2人分	2人分	3人分
就労継続支援(A型)	0人日分	0人日分	0人日分
	0人分	0人分	0人分
就労継続支援(B型)	7, 530人日分	7, 650人日分	7, 700人日分
	31人分	32人分	33人分
療養介護	2人分	2人分	2人分
短期入所(福祉型)	90人日分	100人日分	110人日分
	8人分	9人分	10人分
短期入所(医療型)	0人日分	0人日分	0人日分
	0人分	0人分	0人分
(居住系サービス)			
共同生活援助(GH)	13人分	15人分	16人分
施設入所支援	8人分	8人分	7人分
(地域相談支援)			
計画相談支援	62人分	67人分	74人分
地域移行支援	1人分	1人分	1人分
地域定着支援	0人分	1人分	0人分

○見込み量の考え方

障がい福祉サービス及び障がい児支援サービスの見込み量については、主にいわき市、会津美里町、国立のぞみの園に避難している友愛会を利用している避難者の利用実績、県内の利用実績をもとに、本町における障がい者の心身の状況、その置かれている環境を勘案しつつ、本町の実情を踏まえて見込みました。なお、生活介護、就労継続支援B型、施設入所支援の見込み量については、今後の増加を見込みました。相談支援については、現在、障がい者の計画相

談支援を行っている社会福祉法人希望の杜福祉会「結いの里」と社会福祉法人鶴翔会「ゆきわり荘」と連携し、新規サービス利用者を想定して見込みました。

○見込み量を確保するための方策

国から指針として、成果目標等については、少なくとも年1回は実績を把握する必要があることから、障がい福祉計画の中間評価として榎葉町障がい者福祉計画策定委員会で分析及び評価を行い、必要があると認めたときは、変更、事業の見直しを行います。

また、障がい福祉サービス事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、本町にあった事業者の参入を促進するとともに、訪問系サービスについては、本町において事業を実施する事業所を最低一カ所確保できるよう努めます。計画相談支援事業所については、本町にあった社会福祉法人希望の杜福祉会「結いの里」と連携し、確保に努めます。さらに、障がい者が地域で安心して暮らすために、短期入所サービスの充実が重要であるので、短期入所事業所を一カ所確保できるよう努めます。

(4) 地域生活支援事業の見込量

サービス種類		平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域生活支援事業	相談支援事業	2カ所	2カ所	3カ所
	意思疎通支援事業 (手話通訳者・要約筆記者)	0人	0人	1人
	成年後見制度利用支援事業 (人材の育成)	0人	1人	2人
	日常生活用具給付等事業	41件	42件	44件
	移動支援事業	10人	12人	15人
	日中一時支援事業	16人	16人	17人
	自動車運転免許取得・改造助成	0人	0人	1人
	地域活動支援センター	0カ所	1カ所	1カ所

○見込み量の考え方

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスの補完し、本町のニーズにあった事業を実施します。

○見込み量を確保するための方策

①相談支援事業

引き続き、いわき圏域に避難している榎葉町民の相談支援は社会福祉法人希望の杜福祉会「結いの里」に委託して、会津圏域に避難している榎葉町民の相談支援は社会福祉法人鶴翔会「ゆきわり荘」に委託して相談支援体制の構築を支援します。結いの里は障がい児の相談支援を実施していないので、平成29年度まで障がい児の相談支援事業も支援していきます。

②意思疎通支援事業

手話通訳者の派遣、手話通訳者及び手話奉仕員の養成を図り、円滑なサービス提供に努めます。

③成年後見制度利用支援事業

障がい者の権利擁護の取組については、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが認められる人に対して、支援を行います。

④日常生活用具給付等事業

障がい者の特性に合った日常生活用具の給付・貸与を実施します。

⑤移動支援事業

帰町後、移動支援の需要が増えることが想定されます。余暇活動等以外で利用できるよう特例での支給決定や1対1による個別支援型だけでなく、複数人同時支援によるグループ支援型を実施します。

⑥日中一時支援事業

利用者のニーズを把握し、利用しやすい事業となるよう努めます。

⑦自動車運転免許取得・改造助成

広報・啓発し、見込み量の確保を図ります。

⑧地域活動支援センター

帰町の判断に合わせて、社会福祉法人希望の杜福祉会と連携しながら、地域活動支援センター「結いの里」に委託し、利用できるよう支援します。

(5) 地域生活支援拠点の体制

地域生活支援拠点については、国が第4期障がい福祉計画の指針において、各年度における指定障がい福祉サービス、相談支援などの見込み量の確保のための方策で、「地域生活支援拠点」として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進するよう構造しています。

地域生活支援拠点の整備については、地域レベルでの取り組みの基礎とするため、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのように整備していくかについて、復興計画等の状況も勘案しながら、双葉7町村と連携をし、自立支援協議会の場を用いて、双葉郡単位で1ヶ所整備を検討します。しかしながら、双葉郡内の復旧・復興の時期の相違で、設置は平成29年度まで難しいと考えます。

7. 推進体制

(1) 障がい者虐待防止

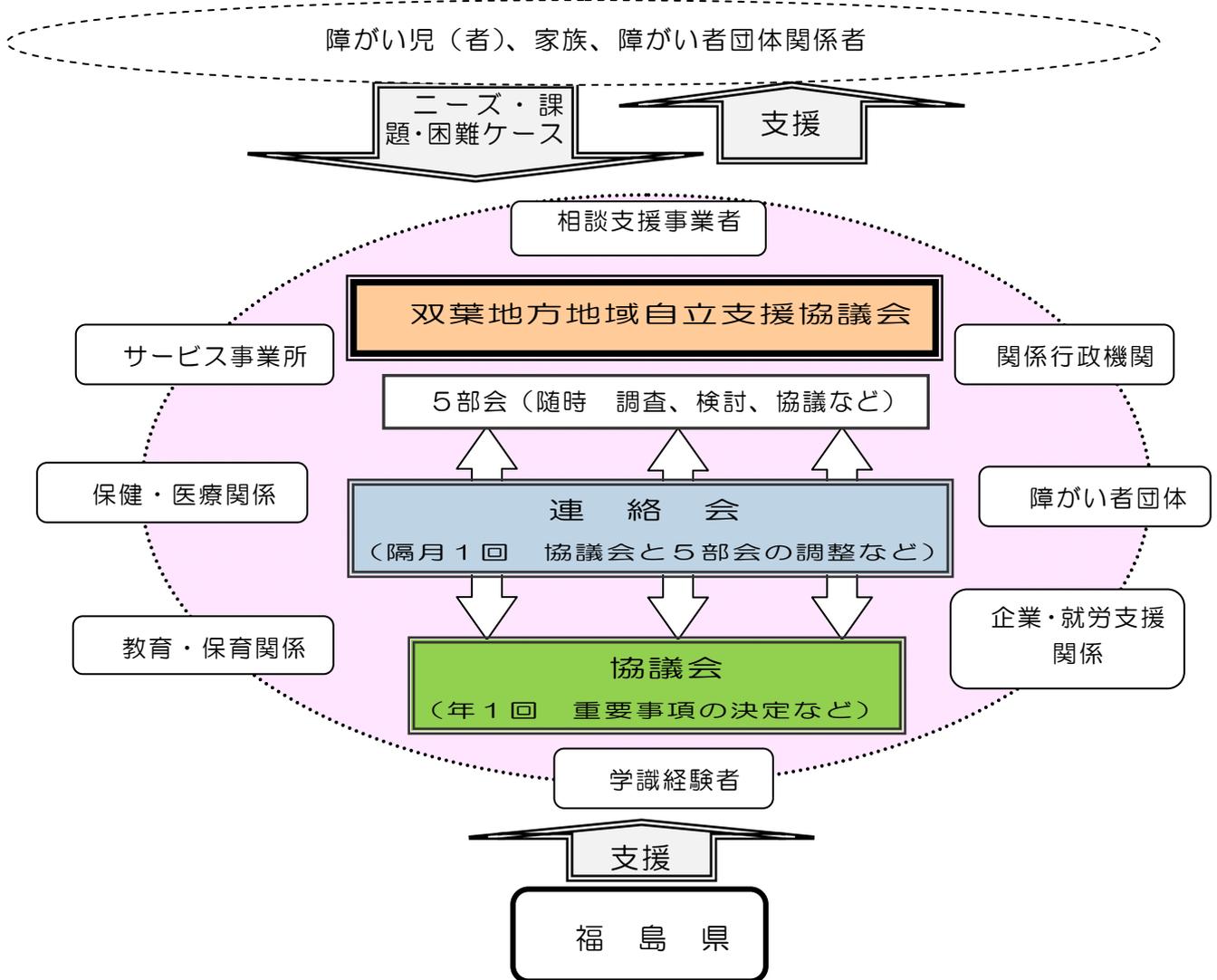
町に、障がい者虐待対応窓口として、住民福祉課 社会福祉係内に「榊葉町障がい者虐待防止センター」を設け、障がい者虐待の防止等を適切に実施できるよう関係機関等と連携を図ります。

(2) 障がい者優先調達推進

榊葉町障害者優先調達推進方針については、本町の全組織が発注する物品等の調達を対象に、障がい者就労施設等から物品等の調達の推進を図ります。また、毎年度に係る調達目標を定め、実施していきます。

(3) 自立支援協議会の運営

障がい児（者）やその家族が自立した日常生活を営めるよう地域のシステムづくりの協議の場として、双葉地方地域自立支援協議会（定員 40 名以内）を設置し、運用支援に努めます。



- 5部会：ほんにん部会（当事者間の情報交換、地域課題の提案）
 つながる部会（相談、情報、ネットワーク）
 しごと部会（雇用、就職）
 暮らし部会（介護、日中活動、余暇、苦情、虐待、成年後見、利用支援）
 こども部会（教育、養育、発達支援）

Ⅲ. 資料

1. 福祉サービス受給・利用の状況

(1) 障がい福祉サービス及び障がい児通所サービス

障がい福祉サービス及び障がい児通所サービスは、年々増加傾向にあります。

平成24年4月の法改正により、平成24年度～平成26年度の3年間で障がい福祉サービスを利用するために必要な受給者証の申請や更新の時に、「計画相談支援」が必要となりました。

また、東日本大震災により被災した方に対して、利用者負担上限月額を免除しています。

【障がい福祉サービス利用者数】

平成23年度	平成24年度	平成25年度
855人	1,004人	1,016人

【障がい児通所支援サービス利用者数】

平成23年度	平成24年度	平成25年度
75人	144人	168人

【計画相談利用者数】

平成23年度	平成24年度	平成25年度
0人	0人	42人

(2) 医療費の助成

東日本大震災により被災した方に対して、医療費を免除措置しています。これまでの自立支援医療（更生医療、育成医療）受給者は、平成23年度～平成25年度は0人となっています。自立支援医療（精神通院医療）受給者は、年々減少しています。また、重度心身障がい者医療費助成事業と在宅重度障がい者対策助成事業は、実施していますが、震災後、人工透析患者通院交通費助成事業は実施していません。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者】

平成23年度	平成24年度	平成25年度
44人	25人	22人

(3) 各種手当等

常に介護を必要とする障がい者（児）に対して、在宅で暮らす障がい者の生活負担の軽減の一助として、各種手当を支給しています。

種 類	対 象 者	備 考
特別児童扶養手当	20歳未満の重度障がい児	原発避難者特例法（以下「特例法」という。）の特例事務に該当
特別障害者手当	20歳以上の常時特別の介護を必要とする方	特例法の特例事務に非該当
障害児福祉手当	20歳未満の常時特別の介護を必要とする方	特例法の特例事務に非該当
経過的福祉手当	20歳以上で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当の支給要件に該当せずかつ障害者基礎年金も支給されない方	特例法の特例事務に非該当
重度心身障害児援護手当	20歳未満の常時特別の介護を必要とする方	特例法の特例事務に非該当
心身障害者扶養共済制度	心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛金を納付することにより、保護者がお亡くなりになった場合などに障害者に終身年金を支給する任意加入の制度	特例法の特例事務に非該当

(4) その他の福祉制度

身体障がい者の施設に入所又は通所している者で、訓練を終了し就職等により、自立する者に対して、社会復帰の促進を図る目的で、就職支度金を支給しています。

【就職支度金の支給数】

平成23年	平成24年	平成25年
0人	0人	1人

障がい者等の移動を支援する機能の整備促進を図るため、車いす車両購入等助成金を支給しています。

【車いす車両購入等助成金支給数】

平成23年度	平成24年度	平成25年度
0人	2人	1人

【障がい者福祉サービスの全体像】

実施主体			事業名	利用者負担				
町	障害者総合支援法	障害福祉サービス	介護給付	訪問系サービス	居室介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 短期入所（ショートステイ）	※原則1割 生活保護世帯 → 無料 非課税世帯 → 無料 課税世帯（所得割16万円未満） → 9,300円 課税世帯（所得割16万円以上） → 37,200円		
				訓練等給付	日中活動系サービス	療養介護 生活介護 自立訓練（機能・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型	※課税世帯で20歳以上の入所施設利用者・グループホーム利用者も37,200円負担	
					介護訓練	居住系サービス	施設入所支援 共同生活援助（グループホーム）	・施設入所者は、食事・光熱水費等の実費負担について、手元に「その他生活費」が残るように軽減措置あり ・グループホーム入居者は、家賃補助あり
						補装具		
				地域生活支援事業			理解促進研修・啓発事業	無料
							自発的活動支援事業	
					相談支援事業			
					地域活動支援センター機能強化事業			
					成年後見制度利用支援事業			
					意思疎通支援事業			
					移動支援事業			
					自動車運転免許取得・改造助成事業			
					日常生活用具給付等事業			
			手話奉仕員養成研修事業					
	県			日中一時支援事業	原則1割			
				専門性の高い相談支援事業				
				広域的な支援事業				
				専門性の高い意思疎通支援者の養成・派遣事業				
				意思疎通支援者の派遣についての市町村間の連絡				
				精神障害者地域生活支援広域調整等事業				
				放課後等デイサービス				
	町	児童福祉法	障害児通所支援	児童発達支援		※原則1割 生活保護世帯 → 無料 非課税世帯 → 無料 課税世帯（所得割28万円未満） → 4,600円 課税世帯（所得割28万円以上） → 37,200円		
				保育所訪問支援				
医療型児童発達支援								
障害児相談支援								

2. 障がい福祉サービス実施の状況

(1) 訪問活動系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介助を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者・知的・精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介助、外出時の移動の補助をします。

③ 同行援護

重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行し、移動の支援を行います。

④ 行動援護

行動が困難で常に介護が必要な人に、必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人に、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

【訪問系サービス実績】

サービス種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護			
重度訪問介護	622時間分	992時間分	1,450時間分
同行援護	6人分	9人分	12人分
行動援護			
重度障害者等包括支援			



(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護を必要の人に、施設で昼間に、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動または生活活動の機会を提供します。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

③就労移行支援

就労を希望する人に、生産活動、職場体験の機会を提供することによって、一般企業等の就労に必要な知識、能力の向上のため訓練を行います。

④就労継続支援（A型・B型）

通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会や生産活動の機会の提供、知識や能力向上の訓練を行います。

⑤短期入所（ショートステイ）

介護者が病気の場合などに、短時間、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

⑥療養介護

医療を要し、常に介護が必要な人に、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医療的管理の下、日常生活上の世話等を提供します。

【日中活動系サービス実績】

サービス種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	4,231人日分 16人	3,887人日分 15人	4,077人日分 16人
自立訓練 （機能訓練）	0人日分 0人	0人日分 0人	0人日分 0人
自立訓練 （生活訓練）	490人日分 1人	672人日分 1人	298人日分 1人
就労移行支援	0人日分 0人	0人日分 0人	494人日分 2人
就労継続支援A型	0人日分 0人	0人日分 0人	60人日分 1人
就労継続支援B型	5,903人日分 26人	6,321人日分 28人	7,529人日分 31人
短期入所	333人日分 3人	246人日分 2人	259人日分 3人
療養介護	62人日分 2人	62人日分 2人	62人日分 2人

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

② 共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
平成26年4月からケアホームはグループホームに統合されました。

③ 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【居住系サービス実績】

サービス種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助（GH） 共同生活介護（CH）	11人	12人	12人
施設入所支援	9人	9人	8人

(4) 地域相談支援

① 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用する人全員が対象になります。計画相談支援は、サービス利用支援と継続サービス利用支援があります。

・サービス利用支援

障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

・継続サービス利用支援

利用したサービスが適切かどうかモニタリング*10をし、必要に応じて見直しを行います。

② 地域移行支援

施設入所、療養介護、精神科入院する人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談やその他の必要な支援が各関係機関との密接な連携の下で、利用者の置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行います。

③ 地域定着支援

単身で生活する人や居宅で同居している家族等が病気等のため、緊急時の支援が見込まれない障がい者に対して、常に連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などについて相談を行います。

【地域相談支援実績】

サービス種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	0人	17人	43人
地域移行支援	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人

(5) 地域生活支援事業

①相談支援事業

専門的職員を配置している社会福祉法人希望の杜福祉会「結いの里」、社会福祉法人鶴翔会「ゆきわり荘」の2カ所に委託しています。委託内容は下記のとおりです。

障がい者相談支援事業	○福祉サービスの利用援助 ○ピアカウンセリング ○専門機関の紹介	○社会支援力を高めるための支援 ○権利の擁護のために必要な援助
居住サポート事業	○不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続き支援 ○生活上の課題への緊急時における相談支援及び関係機関の調整	

②コミュニケーション事業

手話通訳者又は要約筆記奉仕員を派遣し、聴覚障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

③日常生活用具給付等事業

日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活又は社会生活の利便と福祉の増進を図ります。

④移動支援事業

外出困難な障がい者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の外出をする時に、ガイドヘルパー*11を派遣して、移動の介助を行います。

⑤日中一時支援事業

日中の活動の場を確保し、障がい者等の家族の一時的な休息等の確保を図ります。

⑥自動車運転免許取得・改造助成

障がい者に対し、運転免許取得費用や自動車の改造費用を助成し、社会参加の促進を図ります。

【地域生活支援事業実績】

サービス種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援事業	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
コミュニケーション事業	0人	0人	0人
日常生活用具給付等事業	41件	38件	41件
移動支援事業	0人	7人	10人
日中一時支援事業	8人	13人	15人
自動車運転免許取得・改造助成	0人	0人	0人

3. 委員会設置要綱及び委員名簿

檜葉町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

平成26年9月1日施行

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に定める市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に定める市町村障害福祉計画(以下これらを「計画」という。)の策定に当たり、檜葉町障害者福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 策定委員会は、委員10名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の代表
- (3) 医療・産業関係機関が推薦する者
- (4) 障害者支援機関が推薦する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(謝金)

第7条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払うものとする。

(設置期間)

第8条 策定委員会の設置期間は、設置の日から計画が策定された日までとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

檜葉町障害者福祉計画策定委員会委員名簿

任期 平成 26 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

氏 名	職 名	所 属
寺内 瑞枝	相談支援専門員	社会福祉法人希望の杜福祉会結いの里
吉田由紀江	管理者	社会福祉法人希望の杜福祉会ふたばの里
岩間 陽子	管理者	社会福祉法人福島県福祉事業協会 のびっこらんど
古市 香苗	相談支援専門員	社会福祉法人いわき福音協会エデンの家
梶原テル子	副会長	檜葉町手をつなぐ親の会
大山 浩子	委員	檜葉町手をつなぐ親の会
猪狩 あい	委員	富夢想野の会
大河内俊英	専門社会福祉主事	福島県相双保健福祉事務所
福井 光治	事務局次長	社会福祉法人檜葉町社会福祉協議会
多田 芳江	保健師	檜葉町住民福祉課保健衛生係 (福島県看護協会派遣)

職 名	氏 名		
課長補佐兼社会福祉係長	横田 浩秀		
主 幹	高橋 理恵子		
主 事	山口 迪		

<計画に使用したデータ>

○「福祉に関するアンケート調査」

対象：64歳以下の町民の方で障がい者手帳を交付されている方
障がい福祉サービスを利用されている方

方法：郵送により配布回収

*特別な事情等がある場合は、訪問や障がい者団体等を通じて間接的に配布回収

時期：平成26年9月17日（水）～平成26年10月3日（金）

内容：福祉サービスの利用状態や福祉意識に関すること

配布数：186名 ※障がいの重複は除いています。

回収結果：88名（回収率47%）

<用語>

- * 1 コミュニティ：深い結びつきをもつ共同体。地域社会。
- * 2 コミュニケーション：社会生活を営む者同士が互いに意思や感情、思考を伝達しあうこと。
- * 3 心理的バリア：無知から来る偏見や差別。人種や民族に対しての差別、障がい者に対しての憐れみ、身分や出身を問題にする部落差別。
- * 4 ノーマライゼーション：障がい者などが、地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的な考え。また、それに基づく運動や施策。
- * 5 コンパクトタウン：町のスケールを小さく保ち、歩いてゆける範囲を生活圏と捉え、地域社会の再生や住みやすいまちづくりを目指そうとする発想。
- * 6 地域共生拠点：年齢や障がいの有無にかかわらず横断的な利用が可能で、身近な場所で地域住民の多様な課題・ニーズに対応するためにさまざまな機能を持ち、地域住民が参加し、地域に根ざした支え合い。
- * 7 心のバリアフリー：偏見や固定観念など私たちの心の中に潜む目に見えない壁をなくし、年齢・性別・障がい・国籍の違いに関わらず、誰もが住みやすい真のバリアフリー社会
- * 8 バリアフリー：建物や道路の段差などの障壁をなくし、障がい者や高齢者に配慮した施設にすること。
- * 9 さってばさ：急に。すぐに。
- * 10 モニタリング：監視。観察。
- * 11 ガイトヘルパー：障がい者移送介護従事者。